

令和4年10月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 13:30~14:45

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(19名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 菊島 博文
3番 横内 知恵美
4番 保坂 耕
5番 小澤 和茂
6番 保阪 幸彦
7番 上野 公
8番 古屋 一光
9番 河西 孝雄
10番 佐藤 安茂
11番 小澤 辰雄
12番 小田切 悦男
13番 久保田 豊一
14番 矢崎 良夫
15番 野田 源一郎
16番 小澤 洋行
17番 堀川 茂憲
18番 浅川 節子
19番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

20番 向山 清彦
21番 石川 豊
22番 横森 隆次
23番 横森 孝徳(欠席)
24番 小泉 泰夫
25番 田中 武久
26番 石合 榮之
27番 山本 弘行
28番 加賀爪 悦夫
29番 駒井 正一
30番 笹本 勝造
31番 切刀 茂樹
32番 土橋 明
33番 堀川 喜美雄

4. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 議案第1号 農地法第4条の規定による申請の承認について 2件
議案第2号 農地法第5条の規定による申請の承認について 8件
議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による
別段面積等の指定申請の承認について 1件
議案第4号 経営基盤強化促進法第18条の規定による
農地中間管理権の取得の承認について 4件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について 1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長：東條 匡志

事務局次長：早川 洋

書 記：齋藤 進・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和4年10月 蕪崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、蕪崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中19名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、19番 新奥 長生 委員、3番 横内 知恵美 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 齋藤氏 と 越石氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件	0.26㎡
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件	3,232.11㎡
議案第3号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積等の指定申請の承認について	1件	407㎡
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 中間管理権の承認について	4件	45,549㎡
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件	23,262.61㎡
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件	1,963㎡
合計		18件	74,413.98㎡

となります。

次に、会務報告ですが、10月3日、令和4年度農業者年金加入推進特別研修会に小

澤職務代理・横内委員・浅川委員・事務局 越石が出席いたしました。
10月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。
10月20日、市町村農業委員会会長研修会に柳本会長が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集1ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保夏狩、営農型太陽光発電施設設置に伴う支柱部分の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保横道上、営農型太陽光発電施設設置に伴う支柱部分の申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番・2番：横森 隆次委員（横森 孝徳委員が欠席のため）

<議長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、8件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保祝神平、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條三宮地、工
事用資材置場のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條建石島、建
売住宅のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町坂井堂ノ前、アパ
ート2棟のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町坂井堂ノ前、宅地
拡張のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割穴田、一般
個人住宅のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割穴田、宅地
拡張のための申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾上手屋敷、一
般個人住宅のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 横森 隆次委員（横森 孝徳委員が欠席のため）

申請番号2番 : 上野委員

申請番号3番 : 保阪 幸彦委員

申請番号4番・5番 : 上野委員

申請番号6番・7番 : 矢崎委員

申請番号8番 : 小澤 洋行委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積等の指定申請の承認につい

て」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集5ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積等の指定申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は藤井町北下條中地、空き家に付随する農地の別段面積等の指定申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番：上野委員
（委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族、その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされております。

申請番号1番について、委員に関する案件がありますので、議案第4号が終了するまで、退席をお願いいたします。事務局より議案の説明をお願いします。

（委員 退席）

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については4件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、利用目的:畑、作物:ブドウ、期間:10年2ヶ月です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、利用目的:畑、作物:ブドウ、期間:10年2ヶ月です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、利用目的:畑、作物:ブドウ、期間:10年1ヶ月です。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、利用目的:畑、作物:ブドウ苗木、期間:5年です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

申請番号3番について、貸付人と借受人の住所が同じですが、どのような関係ですか?

<事務局>

借受人の法人の代表が貸付人の息子になります。

<議長>

その他に質問がありますか?

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。
次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3(相続等による権利移動)について」が2件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件です。議案集の12ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)について」説明いたし

ます。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町阿原頭他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は清哲町青木上阿原他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は岩下榎の木、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和4年10月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：齋藤 進

○書記：越石 早織